

## 第 11 回 運転・保守分科会議事録

1 . 日 時 : 平成 19 年 3 月 16 日 ( 金 ) 13 : 30 ~ 15 : 10

2 . 場 所 : ( 社 ) 日本電気協会 4 階 C,D 会議室

3 . 出席者 : ( 敬称略 , 順不同 )

出席委員 : 大橋分科会長・長崎 ( 東京大学 ) , 小倉幹事・濱名 ( 東京電力 ) , 清水 ( 東芝 ) , 加納 ( 日本原子力発電 ) , 川尻 ( 電源開発 ) , 示野 ( 電気事業連合会 ) , 中川 ( 発電設備技術検査協会 ) , 後藤・田口 ( 原子力安全・保安院 ) , 渡辺 ( 原子力安全基盤機構 ) , 奥野 ( 日本原子力技術協会 ) , 関 ( 火力原子力発電技術協会 ) , 大須賀 ( 原子力発電訓練センター ) , 志田 ( BWR 運転訓練センター ) ( 計 16 名 )

代理出席 : 有瀧 ( 中部電力・石川 ) , 吉井 ( 北海道電力・伊藤 ) , 水嶋 ( 東北電力・齋藤 ) , 田口 ( 九州電力・須藤 ) , 坂元 ( 関西電力・中塚 ) , 川越 ( 中国電力・山口 ) , 山田 ( 四国電力・山本 ) , 滝田 ( 原子力安全基盤機構・牧野 ) ( 計 8 名 )

欠席委員 : 有馬 ( 日立製作所 ) , 大塚 ( 三菱重工業 ) , 林 ( 北陸電力 ) , 宗像 ( 原子力安全・保安院 ) , 杉山 ( 北海道大学 ) , 関村 ( 東京大学 ) ( 計 6 名 )

説明者 ( オブザーバ ) : 津田 ( 日本原子力発電・保守管理検討会 ) , 小林・宮田 ( 東京電力・保守管理検討会 ) , 芹澤・斎藤 ( 東京電力・防災対策指針検討会 ) ( 計 5 名 )

オブザーバ : 瀬越 ( 関西電力・保守管理検討会 ) , 岩田 ( 電事連・保守管理検討会 ) , 堀水 ( 原技協・保守管理検討会 ) , 山田 ( 中部電力 ) ( 計 4 名 )

事務局 : 浅井 , 池田・大東・長谷川 ( 日本電気協会 ) ( 計 4 名 )

### 4 . 配付資料

- 資料 No. 11-1 運転・保守分科会 分科会名簿及び各検討会委員名簿 ( 案 )
  - 資料 No. 11-2 第 10 回運転・保守分科会 議事録 ( 案 )
  - 資料 No. 11-3 第 23 回原子力規格委員会 議事録 ( 案 )
  - 資料 No. 11-4 原子力規格委員会 運転・保守分科会 平成 19 年度活動計画 ( 案 )
  - 資料 No. 11-5-1 保守管理規程改定および同指針制定に関する検討報告について
  - 資料 No. 11-5-2 原子力発電所の保守管理規程改定案 JEAC4209-200X
  - 資料 No. 11-5-3 原子力発電所の保守管理指針規程制定案 JEAG4210-200X
  - 資料 No. 11-5-4 コメント回答整理表
  - 資料 No. 11-6-1 「原子力発電所の緊急時対策指針 ( JEAG4102 )」の改定状況について ( 中間報告 )
  - 資料 No. 11-6-2 原子力発電所の緊急対策指針 JEAG-4102 記載要求事項対比表 ( 案 ) 抜粋
  - 資料 No. 11-6-3 原子力発電所の緊急対策指針 JEAG-4102 要求基準対比表の検討表 ( 案 ) 抜粋
- 
- 参考資料 1 新検査制度における高経年化対策等の位置づけについて
  - 参考資料 2-1 原子力発電所の設備診断に関する技術指針 ( 回転機械振動診断 )
  - 参考資料 2-2 コメント整理表
  - 参考資料 2-3 原子力発電所の設備診断に関する技術指針制定案 制定スケジュール ( 案 )

## 5. 議事

### (1) 会議定足数の確認

事務局より、委員総数 30 名に対し、本日の代理を含めた委員出席者数 24 名で、会議開催条件の「委員総数の 2/3 の出席」を満たしていることの報告があった。また、大橋分科会長より、上記代理出席者 8 名及びオブザーバ 9 名の参加が了承された。

### (2) 前回分科会議事録(案)の承認、第 23 回原子力規格委員会議事録(案)の紹介

事務局より、資料 11-2 に基づき、前回議事録(案)の紹介があり、了承された。また、資料 No.11-3 に基づき、第 22 回原子力規格委員会議事録(案)のうち、運転・保守分科会に関する以下の紹介があった。

JEAG4801「原子力発電所の運転マニュアル作成指針」廃止提案の書面審議の結果、可決し、公衆審査に移行した。(2月20日～4月19日)

JEAC4209-2003「原子力発電所の保守管理規程」改定案及び JEAG4210「原子力発電所の保守管理指針」制定案を中間報告し、コメントを受けた。

基本方針策定タスク審議状況の説明があった。

主な質問は以下のとおり。

a. JEAG4801「原子力発電所の運転マニュアル作成指針」廃止案に対する公衆審査の意見を受付中だが、これまでに意見は寄せられているか。

まだ一件もない。

### (3) 運転・保守分科会 検討会委員変更の承認、他

事務局より、資料 No.11-1 に基づき、以下の運転・保守分科会各検討会委員の退任 3 名及び新委員候補 3 名を紹介があった。新委員候補の委員承認について、挙手による採決を行い、出席委員全員の賛成で承認された。今後、分科会長から委嘱状が送付される予定。

また、運転・保守分科会委員のうち、中国電力の山口委員が退任し新委員候補として岡崎様の紹介があり、次回原子力規格委員会で承認を得る予定。

#### 退任

- ・保守管理検討会 岡崎委員(中国電力)
- ・防災対策指針検討会 森脇委員(中国電力)
- ・防火管理検討会 森脇委員(中国電力)

#### 新委員候補

- ・保守管理検討会 小林様(中国電力)
- ・防災対策指針検討会 田中様(中国電力)
- ・防火管理検討会 田中様(中国電力)

### (4) 平成 19 年度活動計画(案)の審議

小倉幹事より、資料 11-4 に基づき、運転・保守分科会 各検討会の平成 18 年度活動実績、平成 19 年度活動計画案及び中長期計画について説明があった。

審議の結果、本計画案で次回原子力規格委員会に提案することについて、挙手による採決を行い、出席委員全員の賛成で決議された。

主な意見は以下のとおり。

- a. 軽水型原子力発電所の運転保守指針は検査制度全体が落ち着いてから検討することによいのか。廃止ではないという理解でよいのか。

そのとおりである。

#### (5) 策定規格の中間報告

大橋分科会長より、各規格報告に先立ち、今回の分科会における留意点の説明があった。

皆さんには次の2点について大変ご迷惑を掛けた。一つは運転責任者の判定規程で、そもそもそのスタートは現行法令の下、現状を見据えた形で制定を進めていたが、国からのコメントがあって差し戻しのようにになってしまい、書面投票移行が遅れている。もう一つは保守管理規程関連で、厳しいスケジュールの中で制改定作業を行ってきており、この場でも一字一句を確認してきた。構造分科会ならびに原子力規格委員会でも意見・コメントを受けて、反映できるところは反映してきたところだが、もう少し時間をかけるということになった。

#### 1) JEAC4209「原子力発電所の保守管理規程」改定案及び JEAG4210「原子力発電所の保守管理指針」制定案の制改定状況

保守管理検討会・津田副主査および宮田常時参加者より、資料 No.11-5-1~4 に基づき、JEAC4209「原子力発電所の保守管理規程」改定案（以下、規程案）および JEAG4210「原子力発電所の保守管理指針」制定案（以下、指針案）の検討状況、規程案・指針案に対する運転・保守分科会はじめ、構造分科会、原子力規格委員会委員からの意見・コメントの集約・反映状況についての説明があった。また、国の審議状況を踏まえて、規程案・指針案の制改定スケジュール見直し案の説明があった。4月17日の原子力規格委員会では今回のような意見・コメントの集約・反映状況についての説明を行い、6月12日の原子力規格委員会を最終審議とすることで進めたいという提案で、国の審議状況を見ながら検討会の開催時期も決めていくことにしている。

さらに、保安院・田口委員より、国のガイドライン策定状況の紹介があった。国のガイドラインの策定は慎重に進めており、今回のデータ改ざんの報告結果を踏まえてガイドラインへの反映要否を検討するところでもあり、反映があれば国からの規程案・指針案への意見のタイミングも遅れることになることから、2ヶ月程度先送りするスケジュールに変更し、慎重に進めるという提案であった。

議論の結果、規程案・指針案については本日のコメントを反映することとし、この他に気づき事項等があれば事務局経由で検討会が受け付けることとした。また、2ヶ月程度先送りするスケジュールに対しては、最終審議を1回延期することになるが、時期的には吸収できるものなので、国のガイドラインとのすり合わせをしていくためにも、歩調を合わせて利用性の高い規格にしていくことで了承された。

主な意見・コメントは以下のとおり。

- a．指針案〔添付5〕「保全管理活動指標の設定及び監視方法（例）」の今回の説明は、内容について議論を求めるものなのか、あるいは他の場で検討されたものなので単に紹介だけなのか。

この例を添付するという紹介である。基本的な部分はこれまで説明した規程の本文なり、解説に記載されているものであるが、具体的な部分がこの例である。事業者が別の場で検討したものであり、別々に存在するよりも合本することが、利用者の使い勝手もあり、コメントの回答にもなる。

- b．指針案には通しページを打つか、指針付きページを付けて分かりやすくしてほしい。  
拝承。

- c．指針案〔添付5〕「保全管理活動指標の設定及び監視方法（例）」について、【解説】の記載は指針案の【解説】と同じなので混同してしまう。何かよい記載はないか。

【補足】等他の用語にする。

## 2) JEAG4102「原子力発電所の緊急時対策指針」改定案の検討状況

防災対策指針検討会・芹澤主査より、資料No.11-6-1～3に基づき、前々回の運転・保守分科会のコメントであったJEAG4102を規程（コード）にするか、指針（ガイド）にするかについて、これまでの検討状況の説明があった。

議論の結果、JEAG4102は検討結果どおり、指針として、今後の原子力災害特別措置法（以下、原災法）および原子力安全委員会指針の改正内容を反映して改定を進めていくことが了承された。

主な意見は以下のとおり。

- a．原災法の防災資機材仕様に関連して、火力原子力発電技術協会の「緊急時対策室の設計指針」（以下、火原協指針）について、今回の改定に合わせて検討するような方針があるのか、確認したい。火原協指針はS61年にTMI事故の対応で制定しているが、その後現在のような改定プロセスに乗っていない。

火原協指針は設計に係るものであり、JEAG4102は設計が定まっているものをどのように運用していくかということをベースにしている。検討当初、火原協指針を考慮してみたが設計と運用の違いもあることから具体的検討は行っていない。今後議論はしたい。

- b．JEAG4102に入らない場合はどこかに入れるべきということか。

火原協指針はかなり前の指針で扱いが不明確な状況なので、防災資機材を見直すのであれば緊急時対策室も組み入れるよい機会ではないかということから質問した。JEAG4102改定の検討状況を見ながら、また相談したい。

- c．資料11-6-3 P13,P16の電気事業法施行規則および実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則は、今回の「検査の在り方に関する検討会」関連で改正になることから、最新情報として盛り込むこと。

拝承。

d．資料 11-6-2 を今回提示しているのは，委員に確認いただくのか，これだけ検討しているので安心してくれという紹介なのか。

紹介の方である。

3) 設備診断技術に関する指針（仮称）の検討状況

小倉幹事より，参考資料 No.2-1～3 に基づき，構造分科会 設備診断検討会における「原子力発電所の設備診断に関する技術指針」制定案の検討状況として，規格制定スケジュールおよび設備診断技術のうち，回転機械振動診断の制定案について説明があった。

主な意見は以下のとおり。

a．JEAC4209 改定スケジュールに比べて遅れている理由は何か。

当初から JEAC4209 改定スケジュールに比べて遅れる計画であった。JEAC4209 のように 2003 版をベースとしたものはなく，汎用技術の調査などゼロからのスタートであることを考慮してのことである。最も汎用性のある回転機械振動診断の指針案をまず策定し，これをベースに赤外線診断，放射線肉厚診断などを続けて策定することになっている。

(6) その他

a．保安院・田口委員より，参考資料 1 に基づき，2 月 13 日に行われた国の第 4 回保守管理検討会で審議された高経年化対策の方針が決まり，JEAC4209 改定案にも反映していくという説明があった。

b．次回分科会開催は 5 月 18 日（金）午後を予定とするが，国のガイドラインの審議状況を勘案し，変更になりそうな状況になった場合は調整し，再周知することとした。

以上